

気づいて 学んで つながろう

# 消費者ネットワークわかやま 四季だより 第25号



2018年7月

消費者相談や消費者被害に関する情報、  
これって消費者被害かな?という疑問等  
ありましたら、消費者ネットワークわかやま  
迄お気軽にお電話下さい。

発行：消費者ネットワークわかやま事務局  
〒640-8323 和歌山市太田三丁目10番10号 わかやま市民生協気付  
TEL 073-474-1124 FAX 073-474-8649 HP : cnw.wakayama.jp

## 消費者ネットワークわかやま第8回総会を開催しました！

2018年4月28日(土)、和歌山県J Aビル11階会議室にて、消費者ネットワークわかやま第8回総会を開催しました。全体で75人が参加しました。

総会では、2017年度の活動報告や決算報告、2018年度の活動計画案や予算案、役員選出が提案され、それぞれ承認されました。

### ☆由良代表の開会挨拶☆

消費者ネットワークわかやまは、2011年3月に発足し、今年で第8回総会を開催することができました。私たちは、消費者被害のない、誰もが安心して暮らすことができる地域社会づくりを目指して活動しています。消費者被害にあわないための啓発講座や公開学習会に県内で取り組んでまいりました。また、地方消費者行政ヒアリング調査を2010年から毎年行い、消費者行政の担当の方と意見交換を行っています。地域で消費者問題に携わる個人、消費者団体、行政の担当者の方などと交流・連携を深めるための近畿ブロック地方消費者フォーラム in おおさかにも参加しました。



消費者ネットワークわかやま  
世話人代表 由良 登信

最近の消費者被害は日々巧妙になってきています。消費者被害にあわないためには最新の事例を多く知る必要があります。引き続き和歌山県はじめとする自治体の皆様や、消費者支援機構関西(KC's)との連携を強めたいと考えています。今後とも、ご支援・ご協力をよろしくお願い致します。



来賓挨拶として、和歌山県から環境生活部 田中県民局長(左)、和歌山市から市民環境局 山下市民部長(中)、消費者支援機構関西から榎理事長(右)にご挨拶頂きました。

### 2018年度消費者ネットワークわかやま役員

- 代表 由良 登信 (弁護士)
- 副代表 岡 正人 (弁護士)、小山 正人 (和歌山県労働者福祉協議会 常務理事)
- 会計監査 山本 美佐子 (司法書士)

# 『人はなぜダマされる ～賢い消費者になるために～』を開催しました！

総会終了後の記念講座では、落語家の  
桂 花團治かつらはなだんじさんをお招きし、『人はなぜダマされる～賢い消費者になるために～』と題してご講演を頂きました。

花團治さんは、学生時代に自身が被害にあった英会話教材の悪徳商法を例に、どういった人がダマされやすいのかお話がありました。

落語では、息子のふりをして親をダマす電話による詐欺のお話があり、今の時代にどういった形で人はダマされていくのかわかりやすく教えてくださいました。他にも昔を舞台にした「傷を一瞬で直すガマ油の悪徳商法」の落語がありました。

最後には、時代によって変化している詐欺や悪徳商法にダマされないためにも、消費者一人一人が意識して賢く商品選択をしなければいけないとしめくられました。



## 参加者の声（参加者アンケートから）

- ・とてもわかりやすく楽しい時間でした。
- ・つかみの体験談から本ネタまで面白かったです。ガマ油の口上、感激しました。
- ・時間が長いかと思いましたが、あっという間に過ぎました。落語の内容が、消費者啓発の目的と合っていたように思いました。
- ・大変わかりやすく良かった。
- ・「ダマシ」の話がおもしろくわかりやすく聞きやすかったです。
- ・今も昔も通じる話だと思いました。非常に楽しく学べたと思います。
- ・興味深く最後まで話を聞くことができ、勉強になったと思います。
- ・落語を唯一年一回聞ける機会が、年々落語を楽しく聞けるようになりました。体験談をすごく聞きやすい話し方で話してくれていたのも、わかりやすかったです。
- ・落語に消費者問題を絡めていて、面白く学べました。
- ・生の落語を聴く機会はほとんどないので、とても楽しかったです。
- ・楽しく学べる講座でした。今後もできる限り参加していきたいです。
- ・落語の本当の形が見れ、良かった。話し方の参考になった。
- ・言葉、声のはっきりして聞きやすいお話でした。私の地区でも詐欺にあった人がいます。今日の落語を通して自身も気をつけたいと思いました。ありがとうございました。

# ☆☆☆ KC'sの活動報告 ☆☆☆

適格消費者団体・特定適格消費者団体 特定非営利活動法人 消費者支援機構関西(KC's)

◇KC'sは、不当な勧誘・契約条項・広告表示などに対して被害の拡大を防止するため消費者に代わって、事業者に対して改善をもとめ、受け入れられない場合は差止請求訴訟ができる適格消費者団体です。また、特定適格消費者団体として被害回復訴訟もできます。現在、全国で適格消費者団体17団体(その内、特定適格消費者団体3団体)が活動しています。

## ◎大阪府と「消費生活相談情報の提供と利用に関する覚書」を締結しました。



(左) 府消費生活センター濱本所長  
(右) KC's 榎理事長

適格消費者団体・特定適格消費者団体が、差止または被害回復の検討を行うためには、消費生活相談情報入手することが必要です。消費者契約法と消費者裁判手続特例法で、地方公共団体が、適格消費者団体・特定適格消費者団体に提供できることが定められています。

この間、大阪府消費生活センターと協議をすすめていました。その結果、2018年3月23日に覚書の締結を行いました。

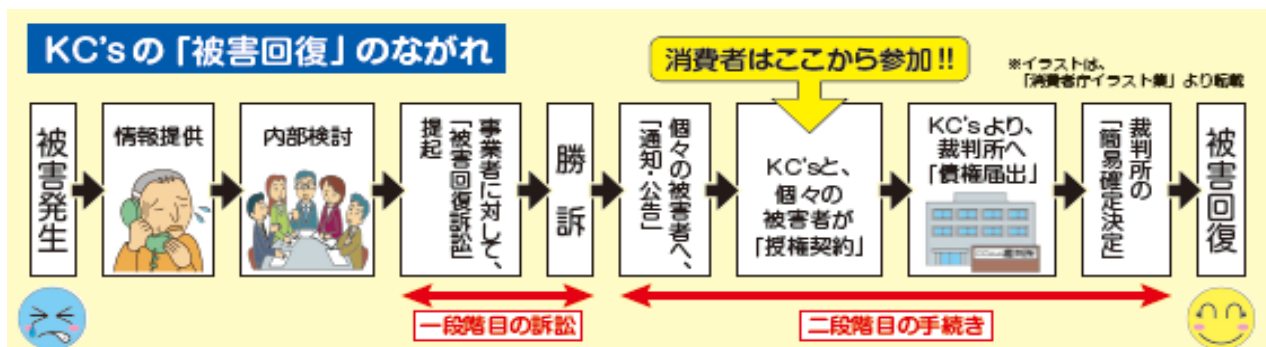
覚書の締結により、必要な情報を得て、消費者の被害防止・回復に貢献していきます。

## ◎ケーブルテレビ及び光回線事業者の(株)ジェイコムウエストに対して勧誘行為の改善を求める要請書を送付しました。

同社は「電波状況のメンテナンスの機会を利用して、販売・勧誘目的を示さずに消費者宅を訪問してサービスの勧誘を行っている」との相談が複数寄せられ、このような勧誘行為に関しては、不意打ち性があり、自由な意思決定に基づく意思表示が阻害されているものと認められ、不当な勧誘行為に該当するものと考えられるため、2018年4月27日付(株)ジェイコムウエストに対して改善を求める「要請書」を送付しました。

## ◎消費者の被害回復にむけて情報提供をお願いします。

- ・事業者の不当な行為により、数十人以上の消費者が金銭的被害を受けた場合、「特定適格消費者団体」が、事業者に対して、訴訟を行うことで、消費者の被害回復を請求できるものです。
- ・2016年10月以降に締結された消費者契約のうち、事業者の不法行為によるものが対象になります。KC'sの訴訟・申入れ等について詳しくは、HP(<http://www.kc-s.or.jp/>)にてご覧ください。





☆消費者ネットワークわかやま 第1回公開学習会のご案内☆

# ネット取引にひそむ「落とし穴」

## ～トラブルになりやすいネットショッピングや仮想通貨について～

インターネットを使った取引は、時間や場所を選ばないことから多くの人利用しています。ただ、ネット取引は、相手方や商品などを直接確認することなく契約するのでさまざまな注意が必要です。新たな取引方法に関する情報や、トラブルを防ぐための対処法などについて学びましょう。

参加無料

日時：2018年8月31日（金） 18:30～20:00

場所：和歌山県JAビル 2F和ホール  
（和歌山県和歌山市美園町5-1-1）

講師：原田 由里さん

（一般社団法人 ECネットワーク理事）



### プロフィール

「トラブルなく安心して利用できるEコマース市場」を目指して活動。主にインターネット関連の消費者トラブル相談を受けるほか、インターネットや消費者問題、個人情報などに関するトラブルや対策などに関する講演活動（2017年は約90カ所）、消費者啓発教材・消費者問題関連書籍への寄稿、また、関係省庁の研究会、業界団体等へ委員として参加している。消費生活コンサルタント・消費生活アドバイザー・消費生活専門相談員。

### 【お問い合わせ】

消費者ネットワークわかやま事務局（平山まで）

TEL：073-474-1124 FAX：073-474-8649

参加申込みは、2018年8月27日（月）までに電話でお願いします。

（当日のご参加も可能です。）



消費者ネットワークわかやまに加入しましょう。

2018年度新規会員募集中！

消費者ネットワークわかやまは県内の弁護士、司法書士、消費生活アドバイザー、消費者団体などが消費者被害のない誰もが安心してくらすことができる和歌山県の地域社会づくりに向けて活動しています。具体的には、消費者問題学習会の開催や県内の各市に対する消費者行政ヒアリング調査に取り組んできました。会員にご加入頂いた方には、消費者ネットワークわかやま会報（四季だより）、消費者ニュース（消費者被害にあわないための啓発チラシ）をお届けしています。

私どもの活動は会員登録していただいた皆様の年会費で運営しています。消費者ネットワークわかやまの趣旨にご賛同いただき、2018年度新規・継続会員の手続きを是非宜しくお願い致します。

----- きりとりせん -----

消費者ネットワークわかやま加入申込書（新規・継続）

団体名または個人名 \_\_\_\_\_ 申込日 2018年 月 日

ご担当者名様（団体の場合ご記入下さい） \_\_\_\_\_

TEL: \_\_\_\_\_ メール \_\_\_\_\_

年会費 \_\_\_\_\_ 円（個人1口500円・団体1口1000円、1口以上でお願いします。）

金融機関・支店名 ゆうちょ銀行 太田郵便局

口座内容 振替口座

口座番号 00960-9-195026

口座名義人 消費者ネットワークわかやま 代表世話人 由良 登信

※ 銀行から上記の口座に振込みする際は下記となります。

店番 〇九九 預金種別 当座 口座番号 019502